

新金屋公園マネジメントプラン

新金屋公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

魚津市

目次

1. 公園の概要	
(1) 概要	1
(2) 立地状況	2
(3) 用途地域	3
(4) 避難所の指定	4
(5) 周辺施設の立地状況	5
2. 公園施設の現況	
(1) 遊戯施設	6
(2) 植栽	10
(3) 便益施設	11
(4) 休憩施設	12
(5) 広場	13
3. 占用・設置許可の状況	15
4. 公園利用状況	
(1) 行為の許可、イベント等の実施状況	15
(2) その他の利用状況	15
(3) 利用上の課題	15
(4) 利用者の傾向	16
5. 公園の将来像と取組方針	
(1) 目指すべき姿	17
(2) 取組方針	17
6. 公園の管理運営	20

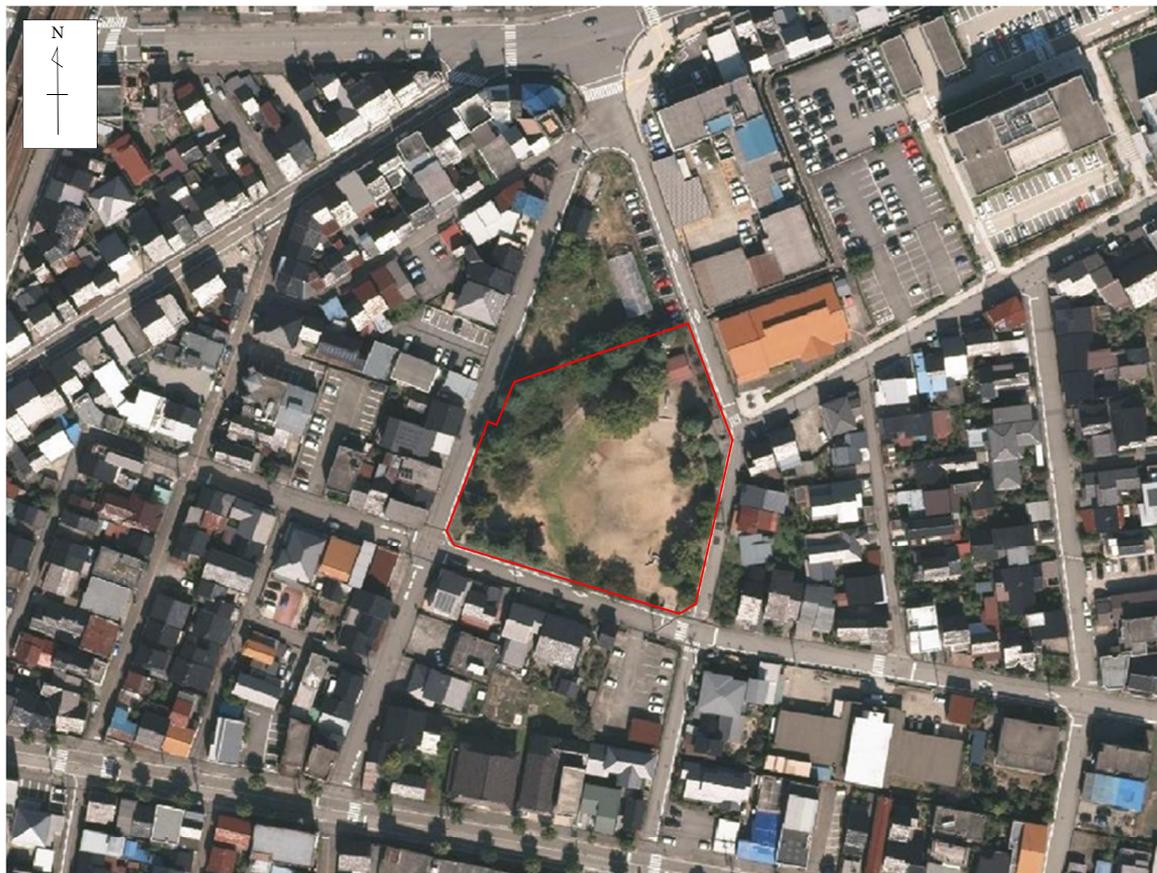
1. 公園の概要

新金屋公園は、昭和 31 年 11 月 22 日富山県告示第 619 号で事業決定を受けた魚津都市計画火災復興土地区画整理事業によって用地が確保された公園です。当時は、現在の公園用地の一部を児童公園として利用していましたが、施設が充分ではなかったため、昭和 39 年 9 月 7 日建設省告示第 2636 号で都市公園として都市計画決定を受け、昭和 42 年度に全面整備されました。

(1) 概要

供用開始年度	昭和 46 年度 (魚津市都市公園条例施行日 昭和 46 年 4 月 1 日)
公園名称	新金屋公園
公園面積	4,607 m ²
所在地	魚津市新金屋一丁目 1305
公園種別	街区公園
都市計画決定	昭和 39 年

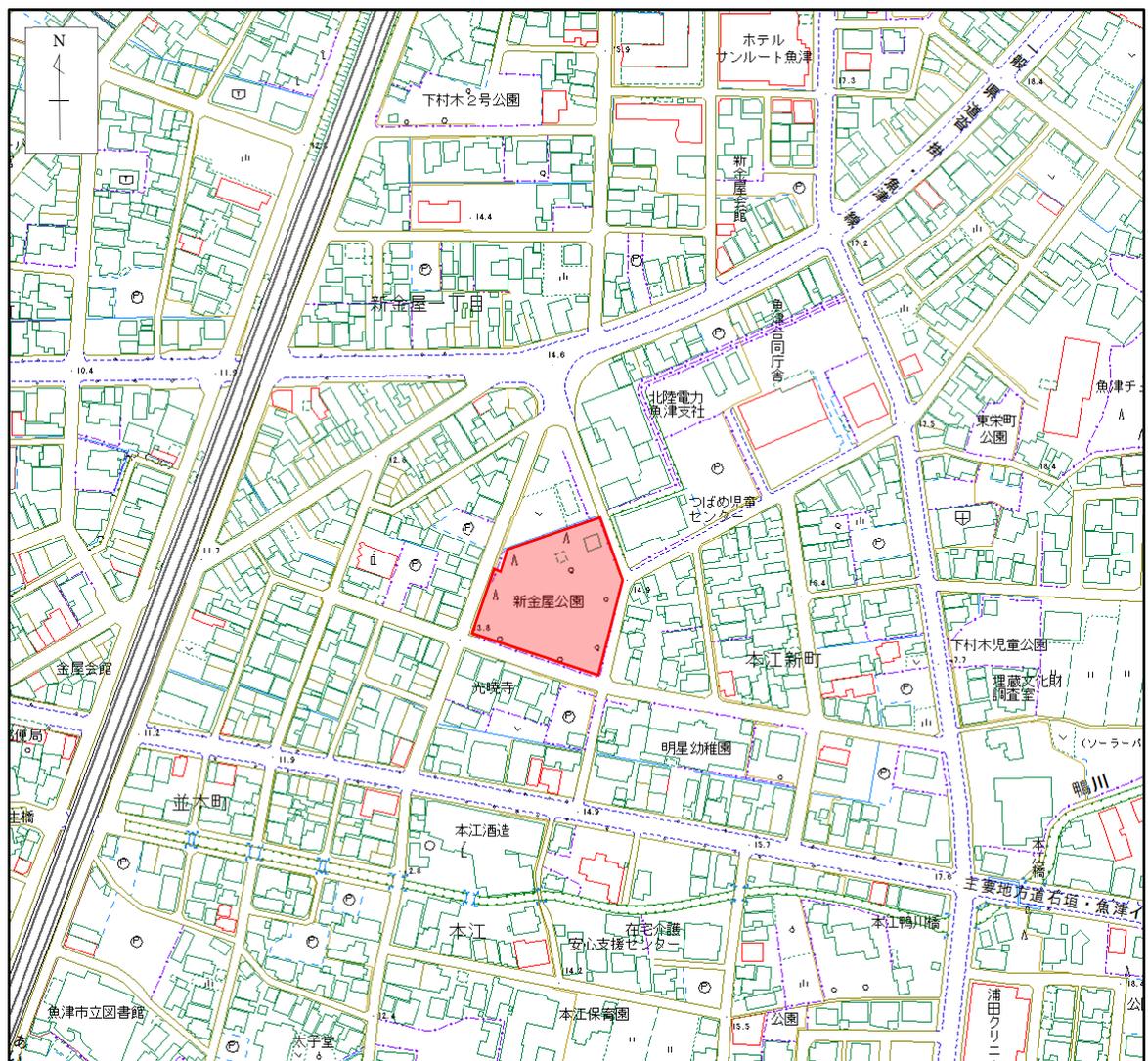
公園航空写真 (2500 分の 1)



(2) 立地状況
位置

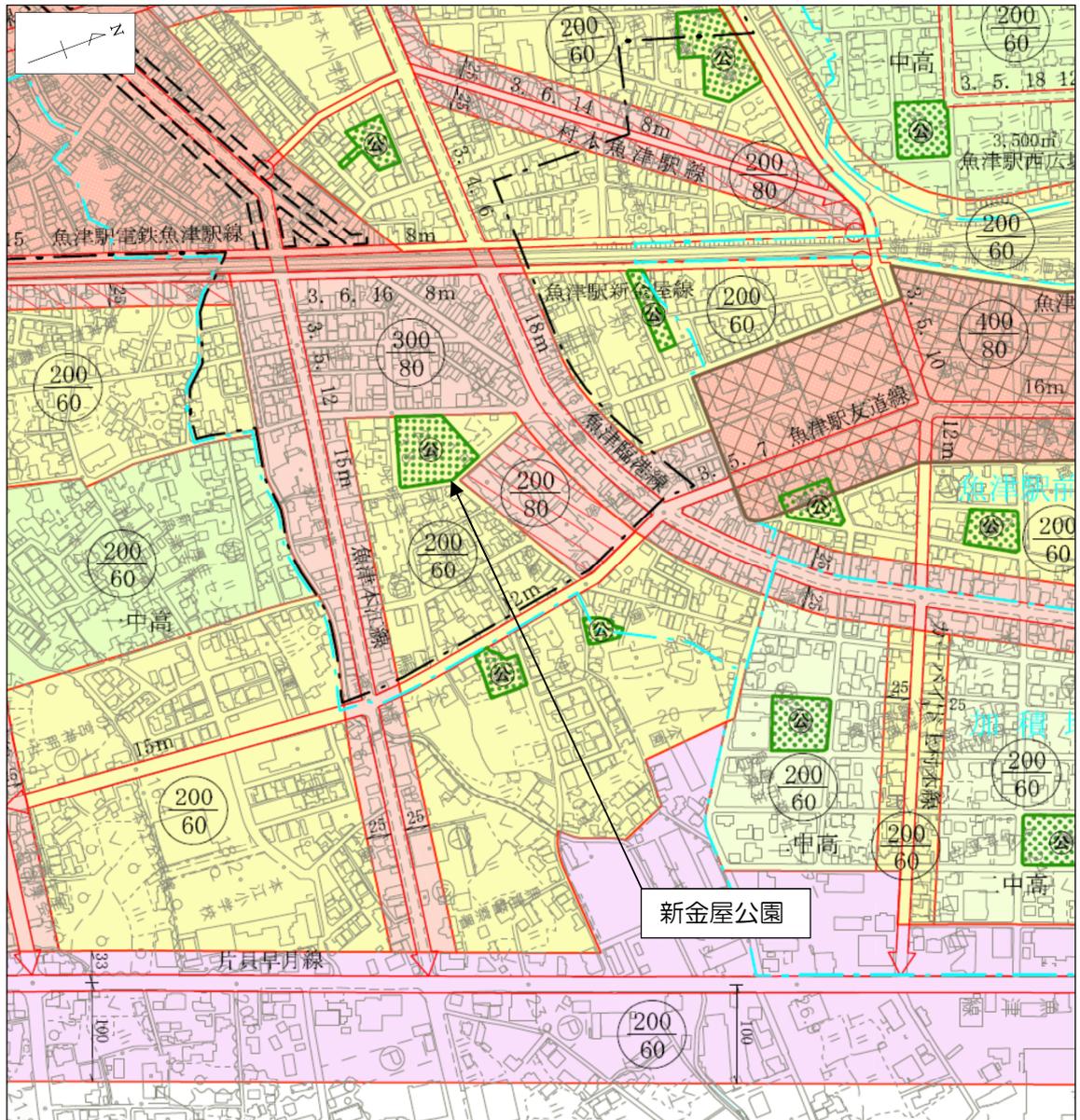


周辺位置図 (4000 分の 1)



(3) 用途地域

新金屋公園は、都市計画法による第一種住居地域に位置しており、周囲は幹線道路に囲まれた閑静な住宅地になっています。魚津大火の火災復興地区として土地区画整理がされた地域であり、幹線道路沿い及び公園西側の近隣商業地域には多くの店舗や事務所が立地しています。



※第一種住居地域

解説：住居の環境を保護するため定める地域。

床面積が 3,000 m²を超える店舗や事務所等の立地が制限されます。

※近隣商業地域

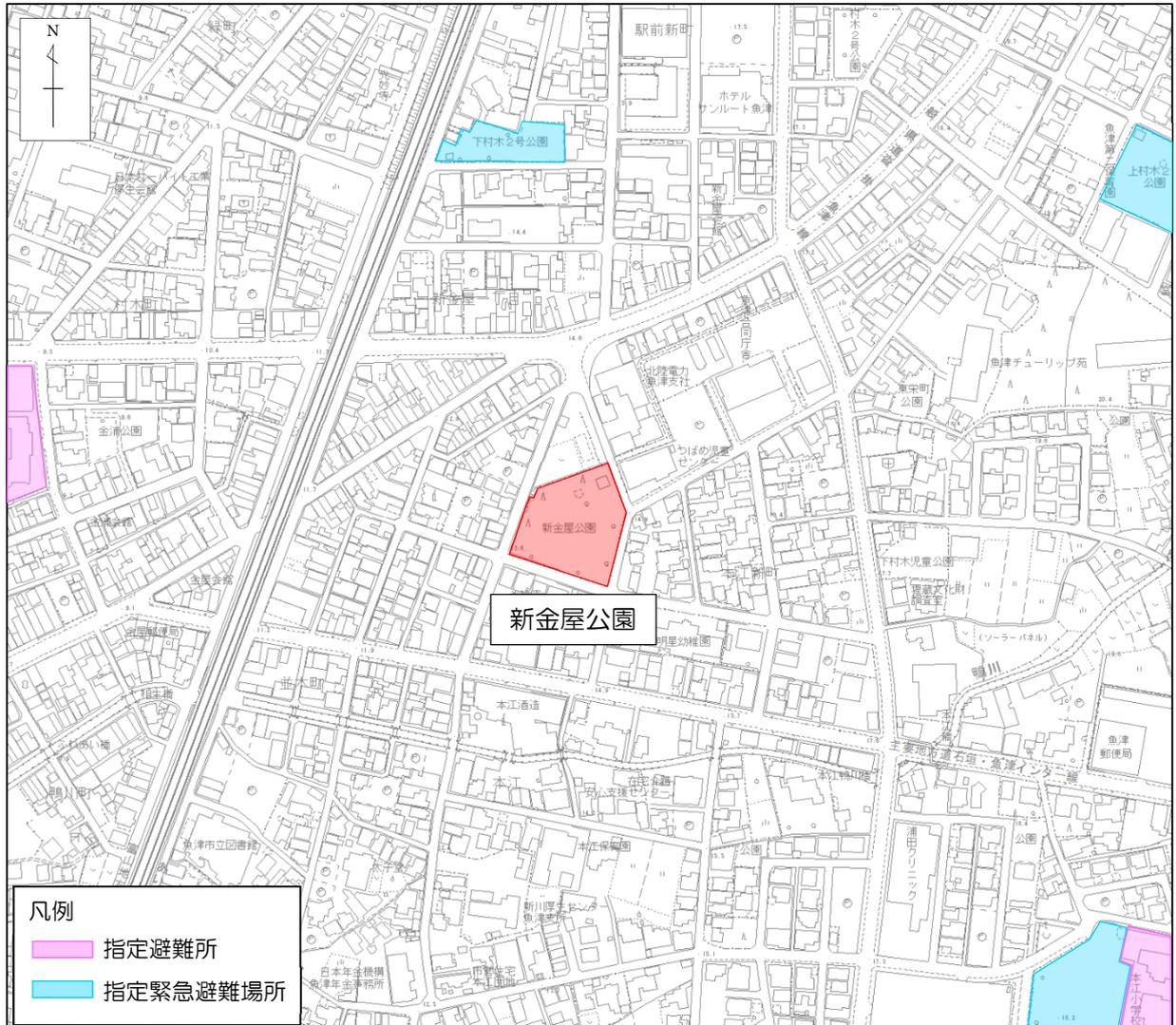
解説：近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。

工場・倉庫等で一定の要件を超えるものの立地が制限されます。

(4) 避難所の指定状況

新金屋公園は、魚津市地域防災計画に、大規模火災に関する指定緊急避難場所に指定されています。

公園周辺の指定緊急避難場所、指定避難所（5000分の1）



※指定緊急避難場所

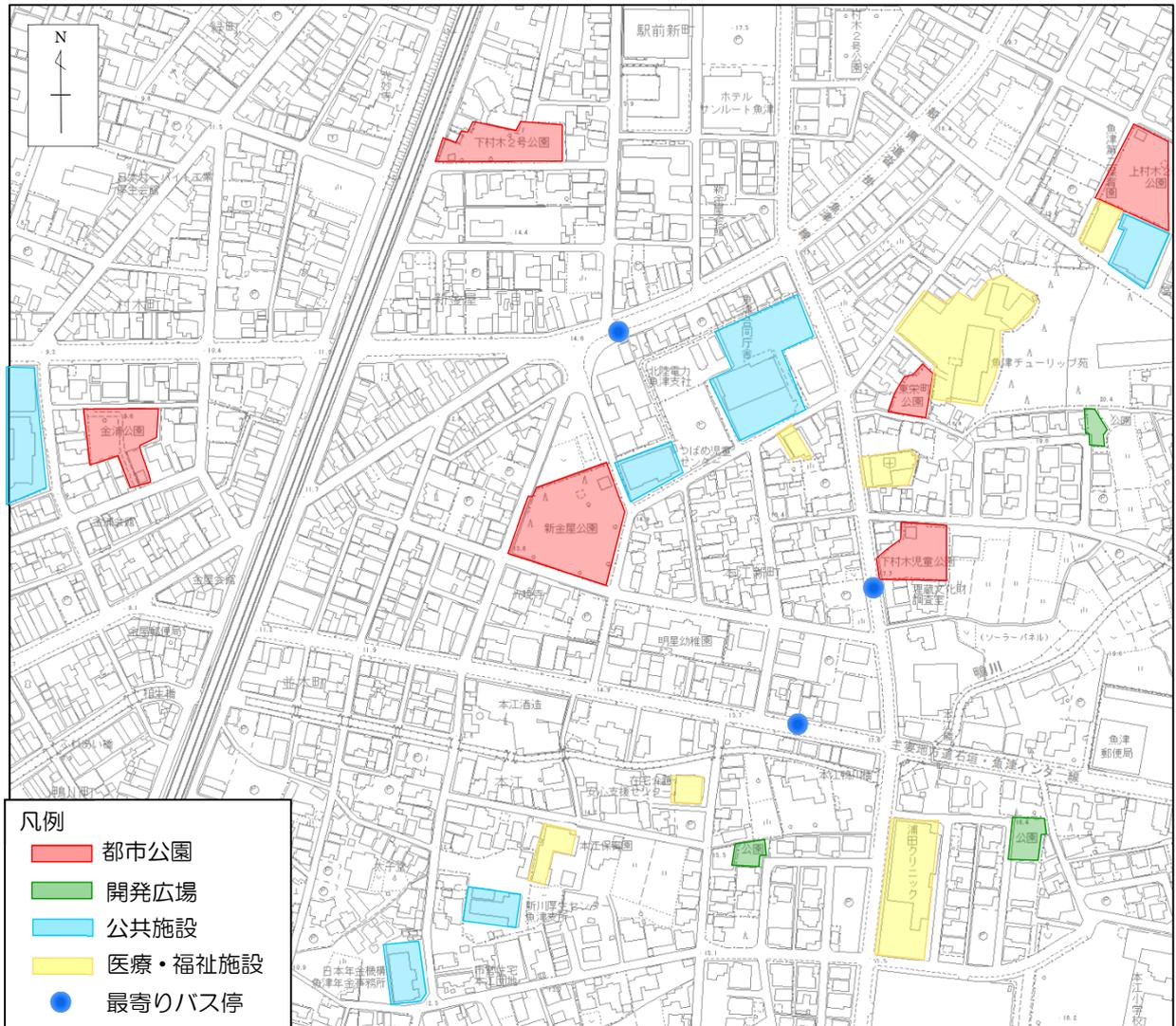
解説：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

※指定避難所

解説：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

(5) 周辺施設の立地状況

新金屋公園は交通量の多い幹線道路に挟まれた住宅地のほぼ中央に位置しており、付近につばめ児童センターがあるため、児童の利便性は高いと考えられます。公園の南側にはこども園も立地しているため園児の利用も想定されます。公園周囲の市道は、いずれも路上駐車禁止となっており、一部は一方通行に規制されています。



周辺施設

- ・ つばめ児童センター 約 10m
- ・ ほんごうこども園 約 200m
- ・ バス停（地铁、松倉ルート、上野方ルート：新金屋） 約 160m
- ・ バス停（坪野ルート：本江新町） 約 220m
- ・ バス停（市街地巡回ルート：下村木児童公園前） 約 250m
- ・ 東栄町公園 約 230m
- ・ 下村木児童公園 約 250m
- ・ 下村木2号公園 約 300m

2. 公園施設の現況

(1) 遊戯施設

<p>鉄棒</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-1</p>
<p>シーソー</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-2-1</p>
<p>シーソー</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-2-2</p>
<p>プレイウォール</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-3-1</p>
<p>整備年度</p> <p>2010年</p>	<p>処分制限期間</p> <p>15年</p>
<p>使用見込期間</p> <p>36年(参考値)</p>	<p>健全度(R2調査)</p> <p>B</p>
<p>整備年度</p> <p>不明</p>	<p>処分制限期間</p> <p>15年</p>
<p>使用見込期間</p> <p>36年(参考値)</p>	<p>健全度(R2調査)</p> <p>C</p>
<p>整備年度</p> <p>不明</p>	<p>処分制限期間</p> <p>15年</p>
<p>使用見込期間</p> <p>36年(参考値)</p>	<p>健全度(R2調査)</p> <p>C</p>
<p>整備年度</p> <p>1967年</p>	<p>処分制限期間</p> <p>40年</p>
<p>使用見込期間</p> <p>48年(参考値)</p>	<p>健全度(R2調査)</p> <p>C</p>

<p>プレイウォール</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-3-2~4</p>	<p>整備年度</p> <p>1967年</p>
<p>スプリング遊具 (全2基)</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-4-1~2</p>	<p>整備年度</p> <p>2011年</p>
<p>踏み板式ブランコ</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-5-2</p>	<p>整備年度</p> <p>1985年</p>
<p>踏み板式ブランコ</p> 	<p>整理番号</p> <p>2-5-1</p>	<p>整備年度</p> <p>2011年</p>
<p>処分制限期間</p> <p>15年</p>		<p>使用見込期間</p> <p>36年(参考値)</p>
<p>健全度(R2調査)</p> <p>C</p>		

滑り台 	整理番号	2-6
	整備年度	2011年
	処分制限期間	15年
	使用見込期間	36年(参考値)
	健全度(R2調査)	D
ジャングルジム 	整理番号	2-7
	整備年度	2010年
	処分制限期間	15年
	使用見込期間	36年(参考値)
	健全度(R2調査)	B
汽車トンネル 	整理番号	2-8
	整備年度	1967年
	処分制限期間	40年
	使用見込期間	48年(参考値)
	健全度(R2調査)	C

※処分制限期間

解説：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく制限を受ける期間。

※使用見込期間

解説：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間。

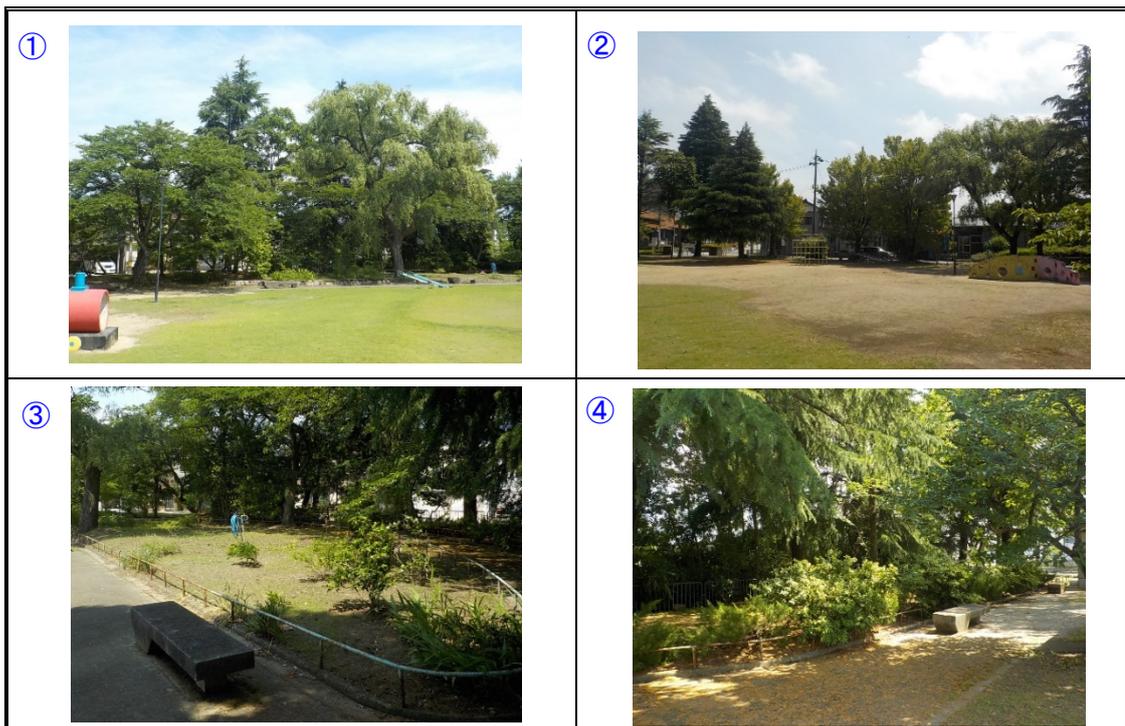
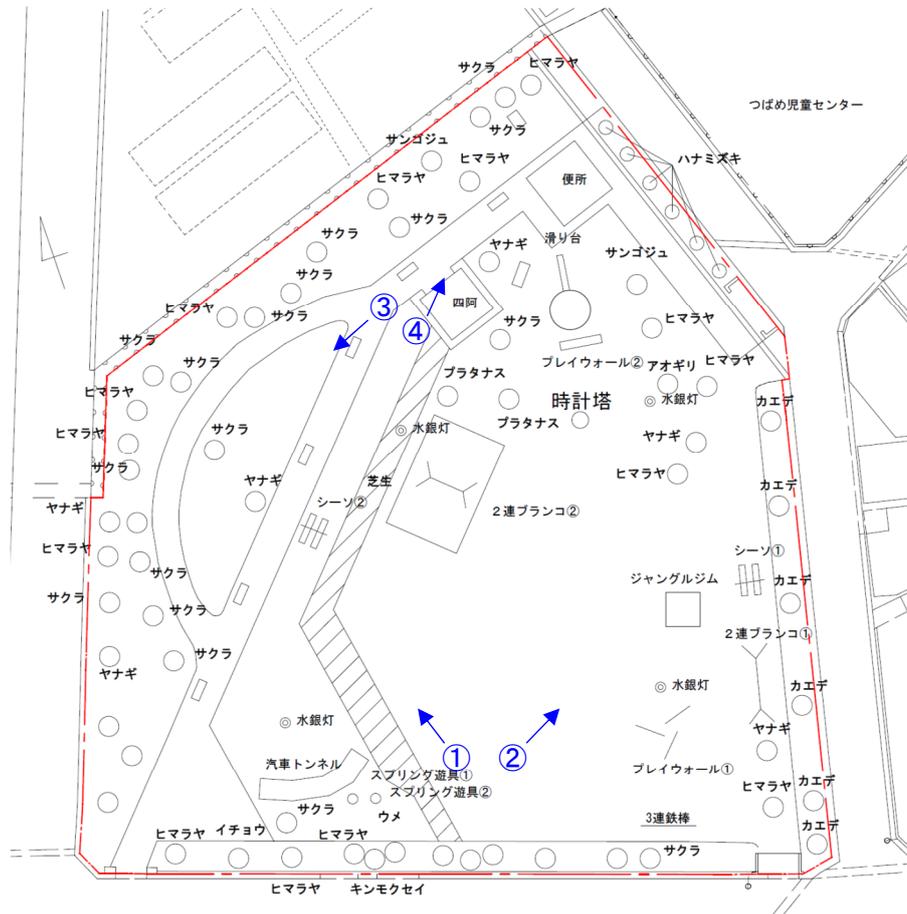
※健全度

解説：健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について行う総合的な判定。A～Dの四段階評価。

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全である。• 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。• 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に劣化が進行している。• 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に顕著な劣化である。• 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(2) 植栽

新金屋公園の外周部は高木が植樹されており、北側及び西側は主にヒマラヤスギやサクラ、東側はハナミズキとカエデが多くなっています。ハナミズキ以外はいずれも樹高が高いことから、公園開設当時に植樹されたものと推測されます。西側には水やり用の蛇口がある半月状の花壇が設けられていますが、現在は利用されていません。



(3) 便益施設

トイレ



整理番号	2-13
整備年度	2000年
施設概要	RC造平屋建 A=34.79㎡
男子	小×1、和式×1
女子	和式×1
多目的	洋式×1
処分制限期間	50年
使用見込期間	60年(参考値)
健全度(H30調査)	C

水飲み器



整理番号	2-11
整備年度	2000年
処分制限期間	15年
使用見込期間	30年(参考値)
健全度(H30調査)	B

<p>時計塔</p> 	整理番号	2-12
	整備年度	1988年
	処分制限期間	15年
	使用見込期間	30年(参考値)
	健全度(H30調査)	B

(4) 休憩施設

<p>ベンチ (全8基)</p> 	整理番号	2-9-1~6 2-23~24
	整備年度	2000年
	処分制限期間	15年
	使用見込期間	30年(参考値)
	健全度(H30調査)	B
<p>あずまや</p> 	整理番号	
	整備年度	2000年
	処分制限期間	22年
	使用見込期間	40年(参考値)
	健全度(H30調査)	

(5) 広場

新金屋公園は比較的面積が大きい公園ですが、周囲に遊具が点在しているため、広場としては約30m×20mの広さとなっています。広場海側の芝生は、園路との高低差による洗掘を防止するために設置したものと考えられます。



3. 占用・設置許可の状況

新金屋公園には令和3年4月時点で以下の占用・設置許可物件があります。

解説：

占用許可…公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設ける場合

設置許可…公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとする場合

【占用許可】 地下水観測井戸



設置年度 1978年

【占用許可】 横山源之助石碑



設置年度 1987年

【占用許可】 行政防災無線スピーカー



設置年度 2008年

【占用許可】 携帯電話基地局



設置年度 2010年

4. 公園利用状況

(1) 行為の許可、イベント等の実施状況

新金屋公園では、近年、行為の許可に関する申請はありません。

行為の許可…都市公園において次に掲げる行為を行う場合。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(2) その他の利用状況

- 魚津市公園里親制度実施要綱に基づく里親登録 0 件
- つばめ児童センターに来ている児童が利用することがある。
- 平日の夕方に小学生が数名で遊んでいる姿を見かける。
- 小さな子供を連れた複数の親子と一緒に利用していることがある。
- 年配の方が散歩で利用している。
- 子供と自転車やサッカーの練習、キャッチボールで利用する。

(3) 利用上の課題

- 高木が多過ぎて暗い部分があり、防犯上不安を感じる。
- 落ち葉が多い。
- 北側に深い排水路があり、危険を感じる。
- 駐車場が無いので、路上駐車が多い。
- 花壇が利用されていない。
- 外周の柵が道路除雪により損傷している。

(4) 利用者の傾向

◎アンケート及びヒアリング調査

公園・緑地の整備や維持管理に関する意見・要望等について、身近な公園の主な利用者である小学生（保護者）や中学生、周辺住民を対象に、学校・町内会を通じたアンケートと訪問によるヒアリング調査を実施しました。

・アンケート調査

平成 30 年度実施 市全域対象 有効回答数 459 票

・ヒアリング調査

平成 30 年度実施 市内の公園周辺住民からの聞き取り 56 人

◎調査結果概要

○アンケート調査

- ・過去 1 年間に新金屋公園を訪れたことがある（複数回答可）

全体の 11.3%（特によく利用する 0.7%）

- ・新金屋公園を特によく利用すると回答された方が、身近な小さな公園を利用する目的（複数回答可）

・散歩・軽い運動	2 票
・行事やイベントの参加	2 票
・花木等の自然を楽しむ	1 票
・トイレ利用	1 票

- ・過去 1 年間に新金屋公園を訪れたことがある方が、身近な小さな公園に期待する役割（複数回答可）

・災害に備えた防災空間・避難場所	3 票
・散歩、軽い運動	2 票
・花木等の自然を楽しむ	2 票
・子どもを遊ばせる	1 票
・地域行事やイベント	1 票

○ヒアリング調査

- ・周辺住民が、身近な公園で許可してもよいと思う行為（対象：街区公園 23 箇所）

・ボール遊び	84%
・音楽・ダンス	61%
・スケートボード	32%
・ペット	68%
・ラジコン	43%
・バーベキュー	38%
・手持ち花火	63%

5. 新金屋公園の将来像と取組方針

(1) 目指すべき姿

令和3年6月から令和3年10月までに実施した、新金屋公園のある本江地区の住民等との協議の結果、公園の目指すべき姿を次のように定めます。

様々な人・世代のコミュニティの場となる公園

(2) 取組方針

公園の施設ごとの取組方針は、維持管理方針、機能再編方針、改修整備方針として、それぞれ次のように定めます。

○維持管理方針

遊戯施設

専門業者による定期点検（年1回）を実施し、遊具の安全を図ります。
適宜、日常点検を行い、部材の腐食や部品の脱落を発見した場合は速やかに対応し、適切な管理に努めます。

植栽

例年、業務委託により施肥や除草剤散布などの芝生管理を実施しています。中低木については、植栽毎の特性を考慮しつつ、生育状況に応じて適切に管理を行います。

便益施設

トイレ

例年、業務委託により週2回清掃を実施しており、今後も継続していきます。設備等に異常が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

休憩施設

あずまや

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

ベンチ

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

広場

広場は年2回、業務委託による除草を実施しています。

今後、公園里親制度等により多様な主体が公園の運営管理に参加して頂けるよう、情報の発信や環境の整備に努めます。

その他

フェンス

日常点検や5年毎に健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

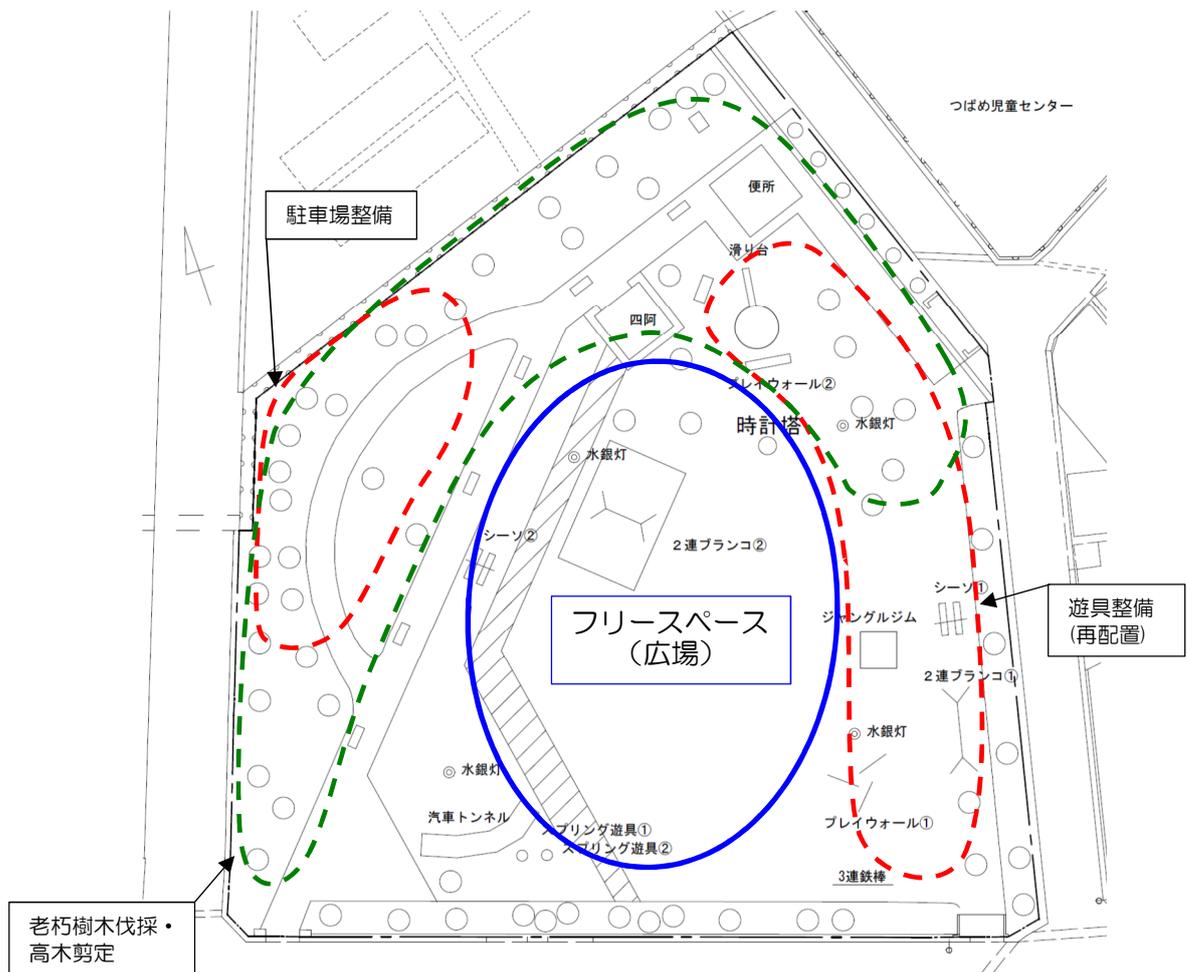
○機能再編方針

公園の目指すべき姿を実現するため、近隣の街区公園との機能分担や周辺施設の立地状況を踏まえ、当公園には児童向けの「遊び」の機能を集約していく方針とします。

公園面積が比較的広いことから、中央部の広場は様々な目的に利用することができるフリースペースとして位置付け、外縁部は幅広い年代の方々が様々な用途に利用することの出来る公園として、公園環境の充実に努めます。

現状の利用状況を踏まえつつ、遊具等の公園施設の再配置や駐車場の新設を検討し、まちなかの居住環境の向上につながる面的な再整備を目指します。

(再編イメージ案)



○改修整備方針

遊戯施設

専門業者による点検により、老朽化等のため遊具の使用継続が困難と判断された場合は直ちに使用禁止とし、速やかな撤去に努めます。遊具の更新等の際は、利用者の動線にも配慮して遊具の配置を検討します。

植栽

公園内の中高木で、繁茂し過ぎて見通し等が悪くなっているものや老朽樹木は、計画的な剪定や伐木・更新を検討します。

便益施設

トイレ

2000年建設であり、使用見込み期間は60年間であることから、当面現状維持することとします。設備等に異常が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

休養施設

あずまや

2000年建設であり、使用見込み期間は40年間であることから、当面現状維持することとします。健全度調査により損傷が発見された場合は、速やかな対応に努めます。

ベンチ

健全度調査等の結果、更新を行う際には公園全体の施設配置を考慮しつつ、利用者の動線や仕様に留意して再整備を図ります。

広場

公園中央部の広場は様々な用途に使えるフリースペースと位置づけ、当面現状維持することとします。過去に広場海側に植栽した芝生が徐々に山側へ拡大しているため、今後も適切に芝生の管理を行い、生長の促進を図ります。

その他

フェンス

健全度調査等により施設の更新が必要になった場合には、公園の機能等を踏まえつつ仕様を定めることとします。

6. 公園の管理運営

利用者や近隣住民の生活の安全を図るため、公園の管理上、公園毎に公園利用ルールを設定する場合があります。

魚津市都市公園条例第5条では、以下の(1)～(9)を禁止行為として規定しています。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

上記のほか、魚津市の公園では他の利用者の安全性や快適性を考慮して、「花火」、「犬の連れ込み」、「敷地の狭い公園でのボール遊び」等については原則控えて頂くよう、また、子ども等への「受動喫煙防止」にご協力をお願いしています。

新金屋公園には令和4年2月時点で上記以外に公園利用ルールは設定されていませんが、公園利用ルールを新たに設定する必要がある場合は、町内会等と協議のうえ検討していきます。